

寒河江市自動車改造費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者が自動車の改造を行う場合において、改造に要した経費の全部又は一部を助成し、身体障害者の経済的負担の軽減及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 改造費助成の対象者は、次のすべての要件を満たすものであって、改造を行うことにより社会参加が見込まれるものとする。

- (1) 本市に居住する上肢、下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者
- (2) 助成対象者が属する世帯の生計中心者の、改造費の助成を受けようとする年の前年（ただし、1月から6月の間であるときは前々年）の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えないもの
- (3) 助成事業による改造費の助成を受けたことのある者については、当該助成を受けてから5年を経過していること。

(助成額)

第3条 改造費の助成額は、自動車の操向装置、駆動装置等の一部の改造に要した経費であって、100,000円を限度とする。

(申請)

第4条 助成を受けようとする者は、自動車改造費助成事業申請書（様式第1号）に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- ア 運転免許証の写し（裏面を含む。）
- イ 改造に要する経費の見積書
- ウ 自動車車検証の写し

(決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容について審査し、助成の可否を決定し、その結果を自動車改造費助成決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業の確認)

第6条 自動車改造費助成で前条の決定を受けた者は、対象事業が完了したときは、速やかに自動車改造完了報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(返還等)

第7条 改造費の助成を受けた者は、助成を受けた日から5年間、当該助成の対象となった自動車を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、改造費の助成を受けた者が前項の規定に違反したと認めるときは、助

成金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 寒河江市自動車運転免許取得及び自動車改造費助成事業実施要綱（平成14年4月1日）は、廃止する。

様式第1号

寒河江市自動車改造費助成事業申請書

年 月 日

寒河江市長 殿

申請者 住 所

氏 名 ⑩

住 所	寒河江市			
氏 名		男・女	生年	年 月 日 (歳)
身体障害者手帳	山形県 第 号 (年 月 日交付)			
障害名・等級	級			
勤務先		所在地		

[改造助成事業]

自動車の車種				
改 造 内 容				
生計中心者の 前年の所得金額		生計中心者 氏 名		

第 号
年 月 日

寒河江市自動車改造費助成決定（却下）通知書

様

寒河江市長

年 月 日付けで申請のありました自動車改造費助成事業について、
下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

交付決定額	円
改造内容	
却下理由	

様式第3号

自動車改造完了報告書

寒河江市長 殿

住所

氏名

年 月 日付け健第 号で交付決定のあった自動車改造について、
下記のとおり完了したので報告いたします。

記

1. 完了年月日 年 月 日

2. 改造内容

3. 改造に要した費用 円

(添付書類) 改造後の写真